

動物用医療機器修理業許可証

氏名又は
名 称

株式会社 常光

事業所の
所 在 地

北海道函館市亀田本町67番8号

事業所の
名 称

株式会社 常光 函館支店

修理区分

動物用医薬品等取扱規則第136条第2号の区分

許可の
有効期間

令和4年6月5日から

令和9年6月4日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可を受けた動物用医療機器の修理業者であることを証する。

令和4年5月10日

農林水産大臣 金子 原二郎